

## 第4期計画の数値目標の実績と評価

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数64人のうち、10人（16％）が地域での生活に移行するものとなりましたが、実績は1人（1.6％）でした。

また、平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者数64人から7人（11％）減少した57人となりましたが、実績は1人（1.6％）減少した63人でした。

## 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分		人数 (%)	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数		64人	平成25年度末の全施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数（実績）		63人	
地域生活移行者数	計画（目標）	10人（16％）	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実 績 対計画比	1人（1.6％） 10％	
削減見込	計画（目標）	7人（11％）	平成29年度末段階での削減見込数
	実 績 対計画比	1人（1.6％） 14％	

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、平成29年度までに市内に1か所以上整備することを目標としていましたが、整備できませんでした。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

## ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、6人を目標としましたが、実績は11人（11倍）でした。

## 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目		人数 (倍)	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数		1人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	計画（目標）	6人（6倍）	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績 対計画比	11人（11倍） 183％	

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を23人とすることを目標としましたが、実績は21人（1.5倍）でした。

就労移行支援事業の目標利用者数

項 目		人数（倍）	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数		14人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	計画（目標）	23人（1.6倍）	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実 績 対計画比	21人（1.5倍） 91%	

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

就労移行率が3割以上の事業所の割合

項 目		人数（倍）	考 え 方
就労移行率が3割以上の事業所数	計画（目標）	30%以上	平成29年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合
	実 績 対計画比	0事業所（0%） 0%	

## 第5期計画の数値目標

基本指針に基づく目標は、以下のとおりです。

区 分	成果目標
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①地域生活移行者の増加 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。 ②施設入所者の削減 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。 ②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
3. 障害者の地域生活の支援	○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備 各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。
4. 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。 ②就労移行支援事業の利用者の増加 平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。 ③就労移行支援事業所の就労移行率の増加 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ④職場定着率の増加 就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。
5. 障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 各市町村に少なくとも1か所以上確保する。 ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

## 1 本計画の数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数63人のうち、3人（5％）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者63人から1人（2％）減少した62人とします。

図表 2－1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数	63人	平成28年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	3人（5％）	平成28年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した人数
削減見込	1人（2％）	平成32年度末段階での削減見込数

#### <基本指針>

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2％以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

※地域生活移行者数については、地域生活の体制整備及び施設入所者の意向等を考慮し、3人（5％）と見込みました。

また、施設入所者数については、国の基本指針に基づき、1人（2％）と見込みました。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行の推進に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに、尾張北部障害保健福祉圏域の保健・医療・福祉関係者が協力して協議の場を設置します。

市においても、自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。

<基本指針>

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3) 障がい者の地域生活の支援

○地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに、市内において面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、17人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表 2-2 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	11人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	17人 (1.5倍)	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

<基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5五倍以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、前期障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

※一般就労への移行者数については、国の基本指針に基づき、17人（1.5倍）と見込みました。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

平成32年度の就労移行支援事業利用者を26人とすることを目標とします。

図表 2 - 3 就労移行支援事業の目標利用者数

項 目	目標数値	考 え 方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	21人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	26人 (1.2倍)	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人数

<基本指針>

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要な利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。

なお、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、前期障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

※就労移行支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、26人（1.2倍）と見込みました。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

<基本指針>

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

④ 職場定着率の増加（※新たなサービスのため目標数値は精査中）

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、サービスが開始された時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることをめざします。

図表 2 - 4 職場定着率

項 目	目標数値	考 え 方
就労定着支援事業の利用者数	●人	就労定着支援事業を開始した時点からの利用者数
職場定着者数	●人	就労定着支援事業を開始した時点からの利用者数
職場定着率	80%以上	

<基本指針>

就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定するこ

とし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内において、平成29年9月から民間事業者が、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業を実施しています。今後は、市・あさひ学園・保健センター等、関係機関と連携して、地域の療育支援体制を構築します。

#### <基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

#### <基本指針>

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、自立支援協議会の専門部会などを活用して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

#### <基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。